

【お取り引き時の追加での確認のお願い】

◆国内で各種お取り引きをされる場合

近年、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が益々高まっており、金融庁は2018年2月に、金融機関等における実効的なマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の基本的な考え方を明らかにした「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定、公表しました。

東日本銀行では、「マネー・ローンダリング等防止ポリシー」を定めてマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に取り組んでおり、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および「外国為替及び外国貿易法」により、お客さまの確認（取引時確認）をさせていただいておりますが、上記ガイドラインに基づき、お客さまとのお取り引きの内容、状況等に応じて追加でのご確認などをさせていただくことがあります。ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

【お客さまへのお願い】

- ・ 過去にご確認させていただいた、お客さまの氏名・名称・住所・所在地・生年月日・事業内容・ご職業や、お取り引きをおこなう目的、法人の事業活動に支配的な影響力を持つ方等を、窓口・郵便・後日電話等により再度確認させていただく場合があります。また、その際に、各種書面等のご提示をお願いする場合があります。
- ・ 特定の国に居住・所在している方等とのお取り引き等をされる場合は、資産・収入の状況等を確認させていただくことがあり、その際に、従来とは異なる資料のご提示や質問へのご回答をお願いする場合があります。
- ・ 追加でのご確認などのため、通常よりお手続きにお時間がかかる場合があります。
- ・ 各種質問へのご回答やご依頼した資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、やむを得ず新規のお取り引きをお断りさせていただく場合があります。また、既にお取引いただいているお客さまにおかれましては、やむを得ずお取り引きの制限等をさせていただく場合があります。

以上

2019年6月現在